

## 井原市建設工事高落札率入札調査要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事の競争入札について、予定価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税額を除いたものをいう。）に対する最低入札価格（失格となったものを除く。）の比率（以下「落札率」という。）が著しく高い場合（以下「高落札率入札」という。）において、適正な積算に基づいて入札価格が設定され、当該入札において公正な競争がなされているか否かを調査するため必要な事項を定める。

### (対象工事)

第2条 高落札率入札調査の対象とする建設工事は、随意契約の方法により契約を締結しようとする場合を除く本市が発注するすべての工事とする。

### (調査基準)

第3条 高落札率入札調査は、当該入札における落札率が95%以上となった場合に行うものとする。

### (調査会の設置)

第4条 高落札率入札調査を行うため、井原市建設工事高落札率入札調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

2 会長は総務部長を、会員は設計・施工担当部長、市長が指名する検査担当職員、設計・施工担当課長及び財政課長をもって充てる。

3 会長に事故があるときは、委員の互選により会長の職務を代理する者を選出する。

4 調査会の庶務は、総務部財政課において行う。

### (調査)

第5条 市長は、第3条に規定する調査基準に該当した場合は、当該入札の落札決定を保留した上で、直ちに全入札参加者（当該入札辞退者、当該入札開札後に無効となった者を除く。）から所定の内訳書等の提出を求めるものとする。

2 前項の内訳書等の提出期限は、当該入札が午前中に行われた場合にあっては、同日の午後5時まで、午後から行われた場合にあっては、その翌日（その日が井原市の休日を定める条例（平成元年井原市条例第38号）第1条に定める市の休日に当たるときは、同日後において同日に最も近い市の休日でない日）の正午までとする。

3 調査会は、第1項の内訳書等に基づき、適正な積算によって入札価格が設定されているか否か、入札価格との間に不自然さはないか等について調査するものとする。

4 調査会は、前項の調査の結果、必要があると認めるときは、入札参加者から事情を聴くことができるものとする。

### (入札の無効)

第6条 市長は、前条第1項の内訳書等の提出を拒んだ入札参加者又は同条第4項の事情の聴取を拒んだ入札参加者の行った入札は無効とすることとし、当該入札参加者に対し、井原市入札等参加資格停止要領（平成14年3月19日施行）に基づき入札参加資格停止の措置を講ずるものとする。

### (落札者の決定及び通知)

第7条 市長は、調査の結果、適正な積算に基づき入札価格が設定されていると認めるときは、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者と決定するものとする。

2 市長は、調査の結果、当該入札に関し談合の事実があったと認められる証拠を得た場合又は入札価格が適正な積算に基づいて設定されていない可能性が高く、談合の疑いが濃厚であると判断した場合は、必要な措置を講ずるものとする。

3 第1項の規定に基づき落札者を決定した場合は、直ちに当該落札者に対して落札決定を通知するとともに、当該落札者以外の入札者に対しては、落札結果を通知するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

# 井原市建設工事高落札率入札調査制度の概要

## 1 趣旨

落札率が著しく高い場合において、適正な積算に基づいて入札価格が設定され、当該入札において公正な競争がなされているか否か調査する。

## 2 対象工事

すべての建設工事とする。ただし、随意契約を除く。

## 3 調査基準

予定価格に対する最低入札価格の比率（落札率）が、95%以上となった場合を対象とする。

## 4 井原市建設工事高落札率入札調査会

会 長 総務部長

会 員 設計・施工担当部長、市長が指名する検査担当職員、設計・施工担当課長及び財政課長をもって充てる。

庶 務 総務部財政課

## 5 調査

(1) 調査基準に該当した場合は、全入札参加者から所定の内訳書及びその積算根拠の提出を求める。

(2) 午前中の入札の場合は、提出期限を午後5時までとする。

午後入札の場合は、翌日の午前12時までとする。

(3) 調査会で内訳書の調査をする。

## 6 入札の無効

(1) 内訳書等を拒んだ場合は、入札を無効とする。

(2) 前号の場合は、指名停止の措置を講ずる。

## 7 落札者の決定及び通知

(1) 適正な場合は、落札者を決定する。

(2) 談合の疑いがある場合は、公正入札調査委員会において審議する。

## 8 施行期日

平成19年8月1日から施行し、同日以降に入札執行する建設工事について適用する。